

務	00	01	10年
(令和17年3月末まで保存)			

警務第 21 号
(生企、刑企、交企、備一)
令和6年4月10日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

死傷者多数事案等発生時における被害者支援要員集中運用要領の改正について
近年、全国各地において、無差別殺傷事件を始めとする死傷者が多数に及ぶ事件・事故（以下「死傷者多数事案」という。）や社会的反響の大きな事案等が発生している。この種事案は、被害者支援活動に多数の指定被害者支援要員（以下「支援要員」という。）を必要とするほか捜査活動とともに被害者支援活動に対して多くの国民が注目し、その成否が警察全体に対する国民の信頼を左右するほどの影響力を持つため、迅速・適正な捜査はもとより、被害者や遺族等（以下「被害者等」という。）に対する事案発生直後からの組織的な被害者支援が強く求められているところである。

これら死傷者多数事案等に対応するため、青森県警察指定被害者支援要員運用要綱（令和5年10月19日付、警務第243号）第6において支援要員を集中運用することとし、死傷者多数事案等発生時における被害者支援要員集中運用要領の制定について（平成25年4月11日付、青警本教第120号）により運用しているが、このたび同要領を別添のとおり改正したので運用上誤りのないようにされたい。

記

1 目的

死傷者多数事案等が発生した場合、被害者及びその遺族等の支援対象者が多岐にわたり、初期段階から多数の支援要員による組織的かつ総合的な被害者支援が必要不可欠であるが、単一所属だけでは支援要員が不足し、十分な支援活動ができないおそれがあることから、被害者等の立場に立ったきめ細やかな各種支援活動を迅速かつ的確に実施するための支援要員の集中運用要領について定めたものである。

2 運用上の留意事項

(1) 対象事案

ア 死傷者が多数の事件・事故

おおむね死者が5人以上又は死傷者が10人以上を伴う被害者多数の事件・事故とする。

イ 社会的反響の大きな事案

被害者の状態、事件・事故の態様等から社会的反響が大きいと認められる事案とする。

ウ その他必要と認められる場合

単に死傷者の数や被害の程度のみならず、支援対象者が多数見込まれたり、被害者の年齢、性別や被害の場所、状況等により、組織的かつ総合的な被害者支援活動が必要で、単一の所属の支援要員だけでは十分な支援活動ができないおそれがある場合も含むものとする。

例えば、軽傷の傷害事件で負傷被害者数が2、3人であっても学校内での無差別殺傷事件で社会的反響の大きな事案であり、多くの児童が目撃者である場合は、事案の特殊性等から、マスコミが被害関係者に殺到するおそれがあり、また、多くの児童から事情聴取を行う必要があるなど、多数の支援要員で対応することが必要と推定されるため、このような場合においては、早期の段階から積極的に支援要員の集中運用による体制の確立に配慮することとする。

(2) 派遣要請

事案発生地を管轄する警察署長又は高速道路交通警察隊長は、支援要員の集中運用を必要と認めるときは、別添の指定被害者支援要員派遣要請書（別記様式第1号。以下「要請書」という。）に基づき、警察本部警務課犯罪被害者支援室を通じて、警察本部長に派遣を要請する。

但し、急を要する場合は、口頭により要請し、後日要請書を送付するものとする。

担当：警務課犯罪被害者支援室

死傷者多数事案等発生時における被害者支援要員集中運用要領

第1 目的

この要領は、無差別殺傷事件を始めとする死傷者が多数に及ぶ事件・事故（以下「死傷者多数事案」という。）や社会的反響の大きな事件等の発生時における被害者及びその遺族（以下「被害者等」という。）への組織的かつ総合的な支援に関し、被害者支援活動に多数の指定被害者支援要員（以下「支援要員」という。）を派遣した上、集中運用する際の必要な事項を定めることを目的とする。

第2 派遣対象事案

1 被害者多数の事件・事故

おおむね死者が5人以上又は死傷者が10人以上を伴う被害者多数の事件・事故とする。

2 社会的反響の大きな事案

被害者の状態、事件・事故の態様等から社会的反響が大きいと認められる事案とする。

3 その他必要と認められる場合

単に死傷者の数や被害の程度のみならず、支援対象者が多数見込まれたり、被害者の年齢、性別や被害の場所、状況等により、組織的かつ総合的な被害者支援活動が必要で、単一の所属の支援要員だけでは十分な支援活動ができないおそれがある場合も含むものとする。

第3 派遣要請

事案発生地を管轄する警察署長又は高速道路交通警察隊長（以下「発生地所属長」という。）は、多数の支援要員の派遣が必要と認めるときは、指定被害者支援要員派遣要請書（別記様式第1号。以下「要請書」という。）により、警察本部警務課犯罪被害者支援室（以下「支援室」という。）を通じて、警察本部長（以下「本部長」という。）に派遣要請を行うものとする。

ただし、急を要する場合は、口頭により要請し、後日要請書を送付するものとする。

第4 派遣基準

1 支援要員の派遣人数は、事案の規模、発生地域、態様等から総合的に判断して本部長が決定するものとする。

2 本部長は、特に必要と認めるときは、支援要員以外の者の派遣を命ずることができる。

3 本部長は、発生地所属長の要請に基づき、必要と認めるときは、発生地所属以外の所属長に対し、支援要員を発生地所属へ派遣するよう命ずることができる。

第5 派遣期間

支援要員の派遣期間は、おおむね1週間とする。ただし、本部長は、事案の内容、被害者等への支援状況、発生地所属長の意見を参考に派遣期間を延長又は短縮することができる。

第6 被害者支援本部の設置

- 1 本部長は、支援要員の派遣にあたり、必要と認めるときは、警察本部に警務部長を長とする被害者支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。
- 2 支援本部に統括官を置き、本部連絡班を設置する。
- 3 統括官は、警察本部警務課長（以下「警務課長」という。）をもって充てる。
- 4 本部連絡班は、警察本部警務課員をもって編成する。ただし、これにより難しいときは本部長が別に指名する。
- 5 各班の任務は、別表のとおりとする。

第7 現地被害者支援室の設置

本部長は、発生地所属長の派遣要請を受け、被害者支援を一元的かつ効率的に推進するため必要と認めるときは、原則として死傷者多数事案発生地を管轄する警察署又は高速道路交通警察隊（以下「発生地所属」という。）に現地被害者支援室（以下「現地支援室」という。）を設置するものとする。

ただし、発生地所属に設置することが困難な場合等、特別な事情があるときは、事案に応じてもっとも適当な場所を選定して設置するものとする。

第8 現地支援室の編成及び任務

- 1 現地支援室に現地被害者支援室長（以下「現地支援室長」という。）を置き、現地指揮班、現場班及び被害者班を設置する。
- 2 現地支援室長は、警務部警務課犯罪被害者支援室長をもって充てる。ただし、これにより難しいときは、本部長が別に指名する。
- 3 現地支援室長は、発生地所属長の指揮を受け、犯罪被害者支援を担当する発生地所属の警察署警務課長等と連携して、被害者支援全般を統括し、各班を指揮するものとする。
- 4 現地支援室長は、事件主管部門と緊密な連携を図るよう配意しなければならない。
- 5 各班の任務については、別表のとおりとする。

第9 支援活動状況の報告

発生地所属長は、被害者支援活動状況について必要の都度、支援室を経て本部長に報告するものとする。ただし、緊急に対応を要する場合等特異事項については速報するものとする。

第10 事務

この要領に関する事務は、支援室において行うものとする。

青森県警察本部長 殿

警察署 (隊) 長

指定被害者支援要員派遣要請書

事 件 名		
事 件 の 概 要	発生日時	年 月 日 午前・後 時 分ころ
	発生場所	
	(概要)	
派遣要請人員	人 (うち女性 人)	
要 請 理 由		
参 考 事 項 等		
連 絡 担 当	警察署 (隊) 階級・氏名 (警 電)	

別表

被害者支援本部・現地被害者支援室の編成及び任務

本部	被害者支援本部長	<p><警務部長></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大綱方針及び支援事項についての決定等
	統括官	<p><警察本部警務課長></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者支援本部長の補佐と各所属への支援要請等
	本部	<p>警察庁への連絡等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察庁及び管区警察局に対する報告、現地支援室に対する警察庁及び管区警察局からの指導・助言事項の連絡
	連絡班	<p>関係各課との連絡等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本部事件主管課からの情報の集約、通信・装備担当課に対する借上げ申請及び現地支援室への資機材搬送その他必要に応じて関係各課に対する支援要請を実施
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現地支援室からの要望及び下命事項への対応
現地支援室	現地支援室長	<p><犯罪被害者支援室長></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現地（発生地所属その他適当な場所）において、現地支援室各班を指揮
	現地指揮班	<p>現地指揮班長</p> <p><犯罪被害者支援室係長></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現地支援室長の補佐
	記録	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現地支援室の設置、支援要員の招集・到着時間、被害者との接触、要望事項等の把握等の支援活動の状況のほか、被害者支援に大きくかかわる検視、司法解剖、被疑者の逮捕等の捜査活動の状況を記録
	渉外	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺族等の待機場所及び県外から訪れた遺族等の宿泊先の確保並びに葬儀社、現場管理者、被害関係企業、被害者支援連絡協議会参画機関等との連絡調整を実施
	捜査本部等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 検視、司法解剖、被疑者の逮捕等の捜査活動の状況、報道発表に関する情報等を捜査本部から収集するとともに被害者の要望、状況等を捜査本部等に連絡
	電話対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安否を気遣う県内外の被害関係者からの問い合わせ、現場班又は被害者班からの連絡への対応
	予備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予備班として各班を応援
	現場班	<p>応急措置等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者班と連携して、被害者の救護等の応急措置を実施 <p>情報収集・報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事案発生現場、被害者の搬送先病院等において、捜査員、現場管理者等と連携して被害者の人定、状況等の情報収集、支援本部への報告を実施
	被害者班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現場及び搬送先病院での支援、検視又は司法解剖に伴う支援、「被害者の手引」の配付、刑事手続等の説明等 ○ 車両の運用（被害者等の待機及び事情聴取場所、被害者等の送迎用として運用） ○ 現場での応急措置、検視及び司法解剖時における遺体搬送その他の活動 ○ その他被害者支援のため必要な活動